

令和5年度 鈴鹿市太陽光発電設備等設置費補助金 補助対象者の選定方法に係る実施要領

鈴鹿市太陽光発電設備等設置費補助金交付要綱第19条に基づき、本補助金において申請額が予算額を超えた場合の補助対象者の選定方法について、必要な事項を下記のとおり定める。

記

1 選定方法

- ・抽選会を実施

2 抽選日時・場所

- ・第1回抽選会(令和5年10月2日(月)～10月27日(金)受付分)

日時:令和5年11月1日(水)10時から

場所:本館4階 405会議室

※第1回申込期間受付分において、申請額が予算額を下回る場合、抽選会は開催せず、第2回申込受付を開始する。

※第1回申込期間受付分において、申請額が予算額を上回る場合、抽選会を開催し、予算の範囲内で補助金を交付する。

なお、抽選後、申請者に補助交付金額の確認をした結果、7万円以上の予算残額がある場合、第2回申込受付を実施する。

- ・第2回抽選会(令和5年11月1日(水)～11月17日(金)受付分)

日時:令和5年11月22日(水) 10時から

場所:本館9階 902会議室

※第2回申込期間受付分において、申請額が予算額を下回る場合、抽選会は開催せず、予算の残額にかかわらず、今年度の申込期間受付を終了とする。

※第2回申込期間受付分において、申請額が予算額を上回る場合、抽選会を開催し、予算の範囲内で補助金を交付し、今年度の申込受付を終了とする。

※抽選会は公開とし、市のホームページにおいて周知。

(申請者には事前に出席の意向を確認。代理出席の場合、委任状必要(書式は任意))

3 抽選方法

(1) 予算額までの抽選方法

①申請者に対し、申請書受付順に、申請者番号を付与する。

②抽選機には、受付した申請者の数の玉を入れる。

(申請者の数が20名の場合、1番から20番の番号が記載された玉を入れる。)

③抽選機を回し、申請者番号1番の申請者から順に(例:申請者番号1番,申請者番号2…),出た番号を「優先番号」として付与し、補助対象者の優先順位を決定する。

(1番が記載された玉が出た申請者に対し、優先番号1番を付与する。)

④優先番号を付与した後、1番の優先番号が付与された者の申請額を順番に合計し、当選者を決定していく。

(2) 予算額を超えた以降の抽選方法

- ①申請額が予算残額を上回る申請者については、予算残額を上限とした補助金交付金額に同意する場合、補助対象者とし、その残額内で交付する。
- ②同意しない場合、次の優先番号の申請者に確認する。
- ③残額が7万円未満となるまで、上記の①と②を繰り返す。

※想定されるケース

—残額が、10万円の場合

太陽光発電1kw(7万円分)と蓄電池(3万円分)の交付は可能とする。

—残額が、7万円未満の6万円となった場合

太陽光発電の設置が要件であるため、6万円は、補助金として交付しない。

(不用額として処理)

4 申請を取り下げた場合の対応

・抽選会後に当選者が申請を取り下げる場合の対応は以下のとおりとする。

◆第1回抽選会後に取り下げがある場合

令和5年11月8日(水)までに取り下げがある場合、第2回申込受付を実施する。

以後、取り下げがあっても、今年度の申込受付を終了とする。

◆第2回抽選会後に取り下げがある場合

今年度の申込受付を終了とする。

5 抽選機の取り扱い

・抽選機の取り扱いは環境部 環境政策課 環境政策 G の職員が執り行う。

(抽選は、住宅課から借用した抽選機を使用。)

6 抽選会の立会人

・総務課 文書・情報公開 GL

・地域協働課 協働推進 GL